

## VI 計画の進行管理

### 6-1. 推進組織

島根県は、この計画に基づく地球温暖化対策及び施策を、次の組織と連携を図り協働しながら推進していきます。

また、庁内においても庁内推進会議において、行政分野を超えて全庁的に施策を実行していきます。

#### 6-1-1. 島根県地球温暖化対策協議会

県内のあらゆる主体が参加し、地球温暖化対策を進めていくネットワーク組織です。この計画を推進していくために一体となって効果的な事業実施を行っていきます。

#### 6-1-2. 島根県地球温暖化防止活動推進センター

県が指定した島根県地球温暖化防止活動推進センターと連携を図りながら、主に県民一人ひとりの取組が進むよう普及・啓発活動や情報提供等を行っていきます。

#### 6-1-3. 島根県地球温暖化防止活動推進員

県が委嘱する島根県地球温暖化防止活動推進員を通じて、それぞれの地域における取組が進むよう普及・啓発や情報提供等を行っていきます。

### 6-2. 進行管理

目標の達成状況を把握するため、県内の温室効果ガスの排出量とエネルギー使用量について、毎年度定期的に算定を行い、その結果を県のホームページなどを通じて広く公表します。

また、計画に掲げる施策の実施状況についても同様に取りまとめ、島根県地球温暖化対策協議会の評価・検証機関（35 ページに掲載）へ報告するとともに公表します。

### 6-3. 計画の見直し

2013 年度以降の地球温暖化対策については、国際的な枠組みが決定されていないこと、国内の具体的な温室効果ガス削減内容が示されていないことなどにより、森林吸収量の算定や、国の施策を踏まえた取組内容等については考慮していません。

今後の温室効果ガスの排出量の推移、地球温暖化対策に関する国内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。